

昭和二十七年四月二十五日(金曜日)午前十一時二十八分開會

三月三十一日委員小笠原二三男君辭任につき、その補欠として成瀬幡治君を議長において指名した。

四月十七日委員成瀬幡治君辭任につき、その補欠として和田博雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岩崎正三郎君
理事

委員

城義臣君
和田博雄君

政府委員

郵政政務次官 寺本 齋君
郵政省郵務局長 松井 一郎君

事務局側

常任委員	生田
常任委員	武夫君

本日の會議に付した事件
日本國とアメリカ合衆國との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う郵便法の特例に関する法
律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長（岩崎正三郎君） それでは開
会いたします。

この「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案」の提案の説明をお願いいたします。

○政府委員(寺本壽君) 只今議題となりました「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案」について提案の理由を御説明申し上げます。

先般締結せられました日本国とアメ
リカ合衆国との間の安全保障條約第三

條に基く行政協定の第二十一條におきまして、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍

隊が使用する施設及び区域内に設置し、及び運営する権利を有することに定められました。が、郵便法第二條においては、郵便事業は国が行う事業であるとして、郵政大臣がこれを管理する旨を規定し、且つ、同法第五條において、

何人も郵便の業務を業としてはならぬ
 いこと及び何人も、他人の信書の送達
 を業としてはならぬことを規定して
 おりますので、右の行政協定を実施す
 るためには、郵便法第二條及び第五條
 の規定に対する特例を設けることが必

要となり、ここにこの法律案を提案することとした次第であります。

以上簡單でありますが、提案の理由を御説明申上げましたが、何とぞ御審議の上速かに御可決下さるよう御願ひする次第であります。

○委員長 岩崎正三郎君）今の御説明に御質問ございませんか。

○和田博雄君 これは合衆国の軍事郵便局というのは、一体どの程度でできるのですか、数は。

○政府委員(寺本齋君) それは、まだどの程度できるかということは向うのものの中のことであつて、数がどのくらいと

いうことはわかつておらないのであります。

○和田博雄君 これはまあ行政協定の二十一条に基づくのですけれども、この行政協定のいろ／＼な内容全般に關係するのですが、例えば合衆國軍隊が使用施設、区域内に設置するというわけですが、その区域がどういう区域であるかはつきりしなければい／＼な点

がわからないことになるのですが、区域の設定の仕方等によつては、いろいろこれは形式的にはこういう法律に規定して、形式的にはこういう法律で區別がつくのだが、實質的にはいろいろ日本の郵便施設、交通その他のものと

いち／＼と關係を突は持つて来るもの
 と思うのですが、何かさういう、もつ
 と具體的な資料というものは、これは
 ないのですかね。これだけだと、ただだ
 形の上だけの審議ということになつち
 やつて、本當の審議には僕はならない

と思う。そういう資料をもう少し頂けるといいのですがね。ただ郵便は、国

の事業だから、一つのやほりこういう行政協定ができて、それについての郵便を向うからやるのには特例が要るのだということは、これはまあ形式的にはその通りなんだけれども、併しどうもそれだけでは何だか、僕らとしては

非常にお座なりなもののようない感じがするのですがね。一種の特権的な区域の中で、こちらから何にも手の入らない区域で、向うが勝手に何でもできるという、郵便ができるということに形の上ではなつて来る……。

○政府委員(寺本爾君) どうも和田さんのおつしやる通り、向うの特定の区

域の中で、向うが軍事郵便局を作り、軍事郵便の業務を行い、又その区域の中でも軍のことですから移動することだろうと思います。そういう具体的な資料とおつしやつても、そういう資料もちよつとつかめないのじやないかと思ひます。それからいつて、これをた

○柏木庫治君　これは今和田委員の言
だ放つて置くわけに行きませんし、ま
あこういう抽象的なものになりますけ
れども、一応郵便法に特例を設けるわ
けになりますから、こういう規定を設
けるわけですが。

われる通りなのですが、その奥に日本とアメリカが互いに信頼している。その上から軍事基地も貸し、いろいろしているのです、これがきまれば軍事基地内の郵便云々ということはその信頼の上に成り立つて、ほかの、英国なら英

国に日本がやつておつたときなど考え
て、これは一番根本は貸すか貸さんか

からは、これはもう動いて行く。当然のこと、そこがきまれば、もうこれも信頼の一つとして、よろしいと認めることが僕は妥当だと思うのですが、これは併しどうもアメリカが何するのか

わらんぞという不安があるならば、こういうこと、こういうことという具体的な資料がなければ、実際の審議にはならないのだ。審議にならないのだけども、ならないからといって放つて置くわけに行かない。だから結局は

僕は軍事基地を貸し、この條約ができた以上は、その信賴の上によろしいと

止むを得んじやないか、こう思うの
だ。

○城籙臣君 一、二点お伺いしたいと
思いますが、日本の国内に設置される
この合衆国郵便局と、日本の郵便局と
の間における郵便物の交換というもの

が、万国郵便連合條約の規定に基くものであるかどうか。若し基くものであるとすれば、例えばこの合衆国の軍人と日本側との間に発着する通常郵便物、又小包の交換というようなものは、どういふふうになるのであるか。

具体的にはその料金は外国郵便の料金を適用するようなことになり、又小包の通関の手続を要することになるのではないかと、こう考えるのですが、そういう点はどういふようになりますでしょうか。

○政府委員(寺本齋君) 軍事郵便局のみに限るのであつて、日本の郵便局と関連がないのじやないかと思ひますが、ちよつと詳しくは郵便局長から……

○政府委員(松井一郎君) 突はアメリカの軍隊構成員その他のかたへに對して、日本人から手紙を出すというこゝとも、これは當然必要になつて来るわけでございますが、向うのかたへ、軍人のそういう身分上、肩書は必ずABO何とかという番号でありまして、私どものほうでただ表面のアドレスだけを見て、このかたはどこにいらつしやるかというこゝとは、これはわからないのでございます。そこで日本側といたしましては、これは日本人並びにこの軍事郵便局を直接利用する権利のない一般の在留外人です。そういうかたへがアメリカの、日本にいたるこの軍隊とか、或いは軍人、軍属といったかたへに手紙を出すときには、日本郵便を利用しますが、その際の宛名は今申しましたような関係で、こちらでは必ずしもわからない。そこでそういう郵便物は、日本国内の東京とか大阪とかいつたような特定の局に集めまして、そこで向うの軍事郵便局にこちらに渡します。向うはそのアドレスによつて向う自身が配達してくれる。併しその料金は勿論日本郵便を利用しておる関係上全部日本郵便が頂戴いたします。他面又、向うのかたへが日本人宛に出したい場合には、勿論日本郵便局を利用される場合は問題ありませんが、いろいろな関係でどうしても日本郵便局が利用しにくいといつたような場合には、それと交換の意味において向うから日本人宛の郵便物を或る一定の郵便局へ受渡してもらつて、こちらで配達する。つまり郵便はどこまでも相互的にやらないと、お互いに不便になるという意味で相互的にやりま

す。その場合に向うの軍事郵便局で出された場合は、向うの料金を払うであつたでしょう。日本側が引受けた場合には實際の配達は向うがおやりになつても、こちら側の料金でやります。その間におけるいろいろな郵便物の種類といつたものについても共通の一つの物差しがどうしても要る。そこで我々は共通の物差しとして、外国郵便として通常扱われておる国際郵便條約、万国郵便條約というものを基本にして、その範圍内においてそういう必要に応じて交換をしたい、こういうふうに考へております。

○城義臣君 小包についても同じような考え方ですか。

○政府委員(松井一郎君) さようでございます。それでもう一点ございまして、通関問題でございまして、これは御承知のように、別途通関関係については法律が出ておりまして、アメリカのかたへから日本人宛のものはやはり一応全部通関する。内地にいる日本人から内地にいるアメリカの人に宛てたものは別にそういう関係はございせん。それから外地から来たものは全部やりまして、外地に出るものは又移出検査もする。そういう税関の一般法規に基きまして、そういう郵便物を持つておるものはまあ事前の税関の検査に付されるということになつております。

○和岡博雄君 これは例へば軍人軍属が、軍用という……、これは全部軍用になつちやうのだけれども、私信というものもアメリカ或いはほかの国に行つてやつと全部向うのやつを使うことになるわけですか。料金の点については向うの自由な意思で定めることになるのでしようね。そうすると商売上のことなどというものの、例へばアメリカ軍の調達は全部直接調達になつてしまつて、向うでも契約することができるとし、それから向うで契約したのをこつちで契約するということになつておるのですが、アメリカとの間の通信というものは殆んど向うのやつを使わずに、全部こつちのやつを使つてやつて行く、こういう形になるのですか。

○政府委員(松井一郎君) 郵便は大体、普通通信の場合におきましては、片方からのみの通信というものは原則として余りありません。必ず通信は出したものに対する返事があります。アメリカのほうから、日本の商人なら商人に対して調達の必要上、軍事郵便をお使いになつて通信をお出しになることも或いはあるかと思ひます。その場合に、こちらのほうから向うに通信を出す場合には必ず日本郵便局を通ずるより仕方がありませんから、その場合に向うからお出しになる場合には、向うの料金と言ひますが、向うの負担になりまして、こちらから出すなら日本の負担になる。結局相互でその特別決着をしないといふのが普通郵便の取扱であります。但し小包郵便のような場合におきましては、これは一方的になることも多分にありますので、これは個別的におの／＼取り分をきめて、計算することになつております。

○和岡博雄君 よく知らないけれども、この外国郵便の種類というものは大体どのくらいあるのですか。

○政府委員(松井一郎君) 大体外国郵便関係で今、これは小包を除きまして通常郵便では、外国へ出るものと入るものと年間三千万通くらいございまして、いろいろこれは外国の場所によりまして料金も違つておりますので、今正確な料金はちよつと覚えておりません。

○城義臣君 もう一点伺ひたいのですが、あれですか、合衆国の郵便物というのは、日本側の通信機関に託送せられるというやうなことが予想されると思ふのですが、どうなんでしょうか、事実……。

○政府委員(松井一郎君) 御承知のように万国郵便條約というものを、要するに国際間におけるいろいろな違つた郵政上における取極めの中の基本原則といふものは、取次の自由、お互いの間の、相手の国の郵便物を積卸してやるという自由といふことが謳われておるわけでございます。殊にその中に一例を申し上げれば、例へば軍艦郵便というものがございます。これは軍艦といふものはしよつちゆういろ／＼な所を歩いておられますし、必ずしもその軍艦の乗組員が現在どこに在るということが家族その他にもわからない、外国へ行つてゐる場合もあります。そういう場合には軍艦郵便のものは、各国が、どこに軍艦であろうと自分のほうで積卸してやるということが規定されております。同様に、こうした部隊相互から見まして軍事郵便局がある、勿論相互の間において、向うの手において、軍事郵便が送達されることは自由であります、併しどうしても向うが僅かな部

数のことではあるし、特に自分たちみづから手で行ふ必要はないといつた場合には、日本の郵政省に頼みまして、日本の郵政省はそれに対して合理的な料金をとつて便宜我々の郵袋と一緒に運んでやるということも認められておるのであります。私たちがやはりその精神に基いて必要な個所において、而も我々の施設の余裕のある限度において、そういう特に要望があればいたしたいと考へております。

○城義臣君 それではその場合に、別に行行政協定といつたものは必要じやないことになるのですか。

○政府委員(松井一郎君) その点については、万国郵便條約にそういうことを予想した規定がございまして、それでやつて行きたいと思つております。

○城義臣君 それではできるわけですね。

○中川幸平君 曾つて戦時中、中国とか外国に軍隊が出動した際に、野戦郵便局をこしらへた。その際に、その国の何か機関を利用した例があるのですか、ないですか、無論戦時中ですね、それをちよつとお尋ねしたい。

○政府委員(松井一郎君) 戦争状態におけるいわゆる野戦郵便におきましては、大体占領国の郵便施設を利用してやつておるといふ例があるのであります。が、今度のような場合におきましては、戦時状態ではございせんので、我々のほうの施設を直接向うがお使いになるというやうなことは予想しておりません。

○中川幸平君 和岡さん、資料と言われるけれども、むずかしい話です、大体これで質疑はいいのじやないか。

い
で
す
か。

○和田博雄君 どうもいいか悪いかは
言えないのですが、内容が殆んど具
体的にはわからないあれなんです
ね、形式的にはこれでわかっていると
言えはわかっているのだけれども……。

○柏木庫治君 郵務局長の説明で大分わかりました。

○和田博雄君　それでは郵便の料金にしても、これは万国郵便條約から見ても、我々日本の何から見ても、どういうような一体程度になるのか、そういつたようなことだつて今のところわかつてやしない。元より安いものになるかどうかわからんけれども、軍事郵便と言ひながら軍事郵便でなくて、一般の私信をも当然含んでおるはずだろうと思います。だからその限りにおいては名前には軍事であつても、アメリカの側の何のあれがそのままこつちへ移つて来て、アメリカと協定になると、こういうふうに思うんですけれども、行政協定或いは安保條約そのものに對する意見になつてしまふが、その点は何かそこをもつと、僕は審議する以上はそういう点についてどの程度に一体日本側の政府としても話合ひをしておるのかどうか。そういつたことをこれは政務次官おられるのですけれども、当然知らなければならんことだと思ふんです。法律の建前だから言へばこれでまあいいようなのであるけれども、實際においては日本側に料金とか何とかについては、恐らくこれは任しきりということであつたにしても、多少の話し合ひがあるものじやないかと思ふんですが、そういう資料とかいろいろなものがわかつておればいいし、それからもう一つ非常に心配いたします

のは「合衆国軍隊の使用する施設及び区域内」というものがはつきりしておりませんか、そこでこの「区域内」というものが非常に何して来れば、日本側の郵便局との間にいろ／＼なる関係が起つて来るのか、来ないのか。全く無関係で済むのか。そういうような点が私にはわからないのです、実際のところ……。

○政府委員松井一郎君　先ほどもちよつと申し上げましたのですが、大体ここに書いてあるように、向うの軍人或いは軍属相互の問題というようなもの、これは料金をどうされようと、何をされようと、実は私たちのほうには一応正面切つて何の關係もございません。その点は關係ございませんが、私が先ほど申し上げましたように、日本人から向うへ郵便を出す場合、或いは向うから日本宛のものが出された場合はどうするか。そういうことが出て参ります場合は、両者の關係におきましては、どこまでも対等相互主義である、それが郵便の精神である。そうして、そのためにいろいろ細かな規定を作るといふことも、これは非常に煩雑でありまして、又郵便の種類もお

のずから限定されておることです。から、これは国際間でお互い交換し合っている万国郵便條約というものの規定と手続とにおいて、必要な場合の郵便物の交換をしたいという原則の下に、細かなことをやつておる次第でございます。

○和田博雄君 それはアメリカ軍のほうと、やはり話し合をされておるわけですか。

○政府委員(松井一郎君) 話し合をいたしております。

○委員長 岩崎正三郎君）私も質問したいのですが、いろ／＼なことが具体的ににはつきりしていないようだけれども、一体これで日本の郵政の従業員、こういうものに全然無関係にこの軍事郵便というものをやると……日本の国内のことなんだから、日本人のそういう関係技術者というか、そういうものの専門家というか、その力を借りるののか、借りないのか。そういうところを……。

○政府委員（松井一郎君）向うの軍事郵便を取扱うということにつきましては、特に日本人の専門家を入れるというところは恐らくないと思います。ただこのちからとして関係した参りますものは、先ほど申しました向う発の郵便物で、こちらで配達を請負うようなもの、それから途中で郵便物の継越を頼まれた場合に、向うの郵便物を、輸送の場合に一括して輸送して上げるという程度の関連しかないであります。

○委員長 岩崎正三郎君）そうすると、日本の郵政関係の従業員とは何らの接触はないわけでありますか。

○政府委員（松井一郎君）さようでございます。

○委員長（岩崎正三郎君）わかりました。

ほかに御質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○委員長 岩崎正三郎君）御質疑もございませんようですし、討論に入るわけでございますが、大分もう質疑の中で討論もあつたようでございますが、又改めて御討論のある人は、御討論願いますようか。如何ですか。

○破壊臣君 討論を省略して採決をして頂きたいと思ひます。

○委員長 岩崎正三郎君）私も質問したいのですが、いろいろなことが具体的ににはつきりしていないようだけれども、一体これで日本の郵政の従業員、こういうものに全然関係にこの軍事郵便というものをやると……日本の国内のことなんだから、日本人のそういう関係技術者というか、そういうものの専門家というか、その力を借りるののか、借りないのか。そういうところを……。

○政府委員(松井一朗君) 向うの軍事郵便を取扱うということにつきまして、特に日本人の専門家を入れるということとは恐らくないと思います。ただ、こちらとして関係いたして参りますものは、先ほど申しました向う発の郵便物で、こちらで配達を請負うようなもの、それから途中で郵便物の継越を頼まれた場合に、向うの郵便物を、輸送の場合に一括して輸送して上げるという

う程度の関連しかないのであります。

○委員長（岩崎正三郎君）　そうする
と、日本の郵政関係の従業員とは何ら
の接触はないわけでありますか。

○政府委員（松井一朗君）　さうでござ
います。

○委員長（岩崎正三郎君）　わかりまし
た。

ほかに御質疑ございせんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(岩崎正三郎君) 御質疑もございませうですし、討論に入るわけでもございますが、大分もう質疑の中で討論もあつたようでございますが、又改めて御討論のある人は、御討論願ひまいしょうか。如何ですか。

○城藤臣君 討論を省略して採決をして頂きたいと思ひます。

○委員長(岩崎正三郎君) では城君の御発言もございましたので、この法律案に対して御賛成のかたに挙手を願います。

〔賛成者筆手〕
○委員長、岩崎正三郎君）多数と認め
ます。それではこの日本国とアメリカカ
合衆国との間の安全保障條約第三條に
基く行政協定の実施に伴う郵便法の特
例に関する法律案は、原案通り多数を
以て可決すべきものと決定いたしました

た。
なお本会議における委員長報告、これは例によつて委員長に御一任を願います。

○委員長(岩崎正三郎君) それでは本案に御賛成のかたの御署名を願います。

中川 幸平 枯木 庫治
城 義臣 駒井 藤平

○委員長(岩崎正三郎君)：それでは本日
の委員会はこれで散会いたします。
午前十一時五十二分散会

三月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願（第一

二九八号 (第二九九号) (第三
三一二号) (第三一三号) (第三
三三二号) (第三三六号) (第三
三三七号) (第三三五二号) (第二
三五六号) (第二三五七号) (第二

三七二号) (第二三八〇号) (第一三八八号) (第一三九三号)

立金運用再開に關する陳情（第六八二号）（第六九四号）（第七一二号）（第七三九号）

第二九八号 昭和二十七年三月十五日受理
簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願
請願者 新潟県三島郡深才村長 江口義輝外四名
紹介議員 北村一男君

簡易保險、郵便年金の積立金を従前通り郵政省で直接運用し、資金の地方還元により、地方財政の窮状打開と加入者の福利増進を図るべきであるとの要望は、国会両院の採択決議および閣議

決定をみたが、いまだ実現にいたらないのは誠に遺憾であるから、すみやかか実現せられたいとの請願。

第二二九九号 昭和二十七年三月

十五日受理
簡易生命保險および郵便年金積立金運用再開に関する請願（十六通）
請願者 新潟県中頸城郡米山村
長 下村英一 外五十五

名 紹介議員 田村文吉君
この諸願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一三一二号 昭和二十七年三月
十七日受理
簡易生命保険および郵政年金積立金運用再關に関する請願
青頭者 澤田具義全義受 本形

亮平

紹介議員 長島銀藏君

100

100

9

1

1

この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一三三三号 昭和二十七年三月十七日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 長野県下伊那郡和田村 外二ヶ村組合村長 山崎康夫

紹介議員 羽生三七君

この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一三三二号 昭和二十七年三月十八日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 長野県下伊那郡清内路村議会議長 榎井外一

紹介議員 羽生三七君

簡易生命保険および郵便年金の積立金を従前通り郵政省で直接運用し、資金の地方還元により、地方財政の窮状打開と加入者の福利増進を図るべきであるとの要望は、国会両院の採決決議および閣議決定をみたが、いまだ実現にいたらないのは誠に遺憾であるから、すみやかに実現せられたいとの請願。

第一三三六号 昭和二十七年三月十八日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願(二通)

請願者 長野県下高井郡日野村 長 小林武平外一名

紹介議員 池田宇右衛門君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一三三七号 昭和二十七年三月十八日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願(七通)

請願者 新潟県南蒲原郡森町村 長 早川源一郎外八名

紹介議員 北村一男君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一三五二号 昭和二十七年三月十八日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡高千村 長 立野茂利外四名

紹介議員 北村一男君

この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一三七二号 昭和二十七年三月十九日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 長野県上水内郡古里村 長 柄沢泰作外四名

紹介議員 池田宇右衛門君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一三八〇号 昭和二十七年三月二十日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願(四通)

請願者 新潟県佐渡郡高千村 長 立野茂利外四名

紹介議員 田村文吉君

この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一三八八号 昭和二十七年三月二十日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 長野県南安曇郡豊科町 長 藤原理喜弥

紹介議員 棚橋小虎君

この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一三九三号 昭和二十七年三月二十日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 長野県下伊那郡平岡村

長 宮沢俊秀

紹介議員 羽生三七君

この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第六八二号 昭和二十七年三月十五日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(九通)

陳情者 北海道室蘭市議會議長 古道直治外十三名

簡易保険、郵便年金の積立金を従前通り郵政省で直接運用し、資金の地方還元により、地方財政の窮状打開と加入者の福利増進を図るべきであるとの要望は、国会両院の採決決議および閣議決定をみたが、いまだ実現にいたらないのは誠に遺憾であるから、すみやかに実現せられたいとの陳情。

第六九四号 昭和二十七年三月十七日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(四通)

陳情者 新潟県西蒲原郡巻町議會議長 河治忠外三名

この陳情の趣旨は、第六八二号と同じである。

第七一二号 昭和二十七年三月十八日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(十二通)

陳情者 新潟市議會議長 小島喜藏外十一名

この陳情の趣旨は、第六八二号と同じである。

第七三九号 昭和二十七年三月二十日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(二通)

陳情者 新潟県三島郡板町長 川上文平外一名

この陳情の趣旨は、第六八二号と同じである。

四月五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一四一三三号)(第一四一四四号)(第一四一四三〇号)(第一四四八号)(第一四四三〇号)(第一四四四号)(第一四四五〇号)(第一四四六四号)(第一四四六五号)(第一四四七三三三号)(第一四四七四号)(第一四四七九号)(第一四四八〇号)(第一四四八六号)(第一四四九六号)(第一四四九七号)(第一五一一八号)(第一五一二二号)(第一五一二九号)

一、大阪府此花郵便局庁舎建設に関する請願(第一四六〇号)

一、高知県高石村に特定郵便局設置の請願(第一四九八号)

一、簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(第七四八号)(第七七〇号)(第七七八〇号)(第八〇五号)

五

建設せられたいとの請願。

第一四九八号 昭和二十七年三月二十七日受理

高知県高石村に特定郵便局設置の請願

請願者 高知県高岡郡高石村長

小川豊外一名

紹介議員 寺尾豊君

高知県高石村は交通、産業、経済面において発展しつつあるが、これらの発展と平行的に進むべき文化施設、とりわけ郵便局の設置がないのは当村発展上遺憾であるから、すみやかに本村に特定郵便局を設置せられたいとの請願。

第七四八号 昭和二十七年三月二十二日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(十二通)

陳情者 長野県北佐久郡中佐都村議会議長 小林浅治

外十一名

簡易生命保険および郵便年金の積立金を従前通り郵政省で直接運用し、資金の地方還元により、地方財政の窮状打開と加入者の福利増進を図るべきであるとの要請は、国会両院の採択、決議および閣議決定をみたが、いまだ実現にいたらないのは誠に遺憾であるから、すみやかに実現せられたいとの陳情。

第七七〇号 昭和二十七年三月十四日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(七通)

陳情者 新潟県中蒲原郡荻原根

村議会議長 小池三郎

この陳情の趣旨は、第七四八号と同じである。

第七八〇号 昭和二十七年三月二十五日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(三通)

陳情者 長野県西筑摩郡日義村

長 中沢為治外三名

この陳情の趣旨は、第七四八号と同じである。

第八〇五号 昭和二十七年三月二十八日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(五通)

陳情者 新潟県中蒲原郡七谷村

長 関根榮昭外四名

この陳情の趣旨は、第七四八号と同じである。

第七八六号 昭和二十七年三月二十六日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(三通)

陳情者 三重県志摩郡桃取村長

山田友太郎外三名

講和條約発効を眼前に控え、簡易生命保険および郵便年金積立金の運用権を郵政省へ復元するよう運動がなされているが、(一)簡易生命保険郵便年金契約による資金の還元は、契約実績が重要な資金融通条件となり地方の実情に応じた融資は望まれないこと、(二)また貧弱な町村では融資希望額に対応するだけの契約実績が獲得できず結局融資を余り

必要としない所が融資を受けられる等の矛盾を生ずる、(三)融資を受けるべく契約実績をせると、契約勧誘に無理が生じ事故契約の発生も予想されるから、郵政による簡易生命保険および郵便年金積立金の運用再開に反対であると陳情。

第八〇六号 昭和二十七年三月二十八日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(五通)

陳情者 三重県松阪市長 庄司

桂一外六名

この陳情の趣旨は、第七八六号と同じである。

四月十二日本委員会に左の事件を付託された

一、簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一五五〇号)(第一五五九号)(第一五七〇号)(第一五九〇号)(第一六一一〇号)(第一六一二〇号)

一、静岡県北浜村に集配局設置の請願(第一五九九号)

一、簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する請願(第一六一三〇号)

一、簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(第八一六号)(第八三三三号)(第八四四一六号)(第八八三三三三号)(第八八四四一六号)(第八八二四四号)(第八八四四一六号)(第八八三三三三号)

一、簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(第八四四一六号)(第八八三三三三号)(第八八四四一六号)(第八八二四四号)(第八八四四一六号)(第八八三三三三号)

(第八四六号)

第一五五〇号 昭和二十七年三月三十一日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 長野県下伊那郡上村長

松下逸雄

簡易生命保険、郵便年金の積立金を従前通り郵政省で直接運用し、資金の地方還元により、地方財政の窮状打開と加入者の福利増進を図るべきであるとの要請は、国会両院の採択決議および閣議決定をみたが、いまだ実現にいたらないのは誠に遺憾であるから、すみやかに実現せられたいとの請願。

第一五九〇号 昭和二十七年四月三日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願(十通)

請願者 新潟県刈羽郡中通村長

押見文治郎外三十二名

紹介議員 下條恭兵君

この請願の趣旨は、第一五五〇号と同じである。

第一六一二号 昭和二十七年四月四日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 長野県北安曇郡平村長

傘木要外二名

紹介議員 池田宇右衛門君

この請願の趣旨は、第一五五〇号と同じである。

第一六一二号 昭和二十七年四月四日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願(四通)

請願者 新潟県北魚沼郡小出町

長 桜井又衛門外四名

紹介議員 北村一男君

この請願の趣旨は、第一五五〇号と同じである。

第一五九九号 昭和二十七年四月四日受理

静岡県北浜村に集配局設置の請願

請願者 静岡県浜名郡北浜村長

雨宮文吾

紹介議員 河井鞠八君

静岡県北浜村は、浜松市と二俣町の中間に位し浜名北部の中心地で人口二万

二千を数え教育、文化、交通の中心地であるが、通信機関としては三十年來無集配局の北浜郵便局に頼っている極めて貧弱な状況である。隣接の小松郵便局は集配局であるが、人口の分布状況からしても、商工業の活況からしても、住民の不便損失は重大で商取引においても、はなはだしい支障があるから、実情調査の上、すみやかに北浜村に集配局を設置せられたいとの請願。

第一六一三号 昭和二十七年四月四日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する請願

請願者 京都府綾部市長 長岡誠

紹介議員 大野木秀次郎君

簡易生命保険および郵便年金積立金の運用については、現行通り、資金運用部により運用せられたいとの請願。

第八一六号 昭和二十七年三月三十一日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(五通)

陳情者 新潟県中頸城郡関山村長 内田精一外五名

簡易保険、郵便年金の積立金を従前通り郵政省で直接運用し、資金の地方還元により、地方財政の窮乏打開と加入者の福利増進を図るべきであるとの要望は、国会両院の採決決議および閣議決定をみたが、いまだ実現にいたらないのは誠に遺憾であるから、すみやかに実現せられたいとの陳情。

第八三三三号 昭和二十七年四月一日

日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(五通)

陳情者 新潟県南蒲原郡新潟村長 青木忠次外五名

この陳情の趣旨は、第八一六号と同じである。

第八四四号 昭和二十七年四月二日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(二通)

陳情者 愛知県幡豆郡幡豆町長 牧野健吉外二名

この陳情の趣旨は、第八一六号と同じである。

第八一七号 昭和二十七年三月三十一日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(六通)

陳情者 三重県北牟婁郡九鬼村長 石藤才次郎外八名

講和條約の発効を控え簡易生命保険および郵便年金積立金の運用権を郵政省へ復元する運動がなされているが、簡易保険および郵便年金による資金の地方還元は、必ず契約実績が重要な資金融通条件となり、貧弱な町村では到底融資希望額に対応するだけの契約実績が獲得できず、結局余り融資を必要としないところに融資されるという矛盾が生ずる。また、契約実績を上げようとして契約勧告に無理が生じ事故契約の発生が予想されるから、地方財政の救済には大蔵省の資金運用部資金より一元的融資を行うようにし、簡易生命保険および郵便年金積立金の運用再開

には反対であるとの陳情。

第八二四号 昭和二十七年四月一日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(三通)

陳情者 愛知県知多郡師崎町長 磯部勘左エ門外三名

この陳情の趣旨は、第八一七号と同じである。

第八四五号 昭和二十七年四月二日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(八通)

陳情者 三重県志摩郡和具町長 浜口吉五郎外十名

この陳情の趣旨は、第八一七号と同じである。

第八六三三号 昭和二十七年四月四日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(十六通)

陳情者 静岡県沼津市長 塩谷六太郎外四十一名

この陳情の趣旨は、第八一七号と同じである。

第八一八号 昭和二十七年三月三十一日受理

簡易生命保険金の最高制限額引上げに関する陳情(三通)

陳情者 青森市大字浦町青森郵便局内 藤田多喜治外二名

最近の経済事情下においては、簡易生命保険の最高制限額を大幅に引き上げない限り、加入者の保険的保護と事業経営の健全化は困難であるから、現在

の最高制限額五万円を十万円以上に引き上げられたいとの陳情。

第八四六号 昭和二十七年四月二日受理

簡易生命保険金の最高制限額引上げに関する陳情(四通)

陳情者 青森県上北郡大三沢町古間木郵便局内 月折弥左エ門外三名

この陳情の趣旨は、第八一八号と同じである。

四月二十四日日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は四月十日)

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第二條及び第五條の規定にかかわらず、アメリカ合衆国は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定第二十一條に基づき、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用する合衆国軍事郵便局を合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に設置し、日本国にある合衆国軍事郵便局

相互間及び日本国にある合衆国軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達業務を行うことができる。

附則

この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。

四月十九日日本委員会に左の事件を付託された。

一、簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一六二二号)(第一六四三三号)(第一六七七号)

一、簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(第八九二号)(第九〇一号)(第九一二号)

一、簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(第九〇〇号)

第二六二二号 昭和二十七年四月五日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 島根県邑智郡川本町邑智町村会内 尾崎卓郎

紹介議員 伊達源一郎君

簡易生命保険および郵便年金の積立金を従前通り郵政省で直接運用し、資金の地方還元により、地方財政の窮乏打開と加入者の福利増進を図るべきであるの要望は、国会両院の採決、決議および閣議決定をみたが、いまだ実現にいたらないのは誠に遺憾であるから、すみやかに実現せられたいとの請願。

第一六四三号 昭和二十七年四月五日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 長野県更級郡中津村長 小出一男外三十八名

紹介議員 宮本邦彦君

簡易生命保険および郵便年金の積立金を従前通り郵政省で直接運用し、資金の地方還元により、地方財政の窮状打開と加入者の福利増進を図るべきであるとの要望は、国会両院の採決決議および閣議決定をみたが、いまだ実現にいたらないのは誠に遺憾であるから、すみやかに実現せられたいとの請願。

第一六七七号 昭和二十七年四月十二日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 新潟県刈羽郡北條村長 佐藤稔

紹介議員 北村一男君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第八九一号 昭和二十七年四月七日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(三十二通)

陳情者 静岡県吉原市長 鈴木清一外四十二名

郵政省が簡易生命保険積立金の独立運用再開を行うことは、国の資金計画のわく内で単に貸出機関を増すことであり、地方公共団体にとって何等の益がないばかりでなく行政簡素化の逆行である。現行の地方債制度そのものが非

常に複雑な手続を要するものであり、しかも満足な資金の借入のできない現状において、これ以上窓口をふやすことは堪えられないから、郵政省による簡易生命保険積立金の独立運用再開に反対であるとの陳情。

第九〇一号 昭和二十七年四月八日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(二通)

陳情者 広島県北斐郡田森村長 佐々木正夫外一名

この陳情の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九一二号 昭和二十七年四月十日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開反対に関する陳情(二十九通)

陳情者 愛知県幡豆郡佐久島村長 高橋規矩雄外三十七名

簡易生命保険積立金の独立運用が復活せられようとしている由であるが、地方公共団体は、資金運用部資金の融資により極めて円滑な実施を見ている際、更に簡易生命保険積立金の運用が独立して行われることは、地方公共団体の事務を一層複雑にするだけで、国家資金である見地からしても総合的に運用すべきものであるから、郵政省による簡易生命保険積立金の運用再開に反対であるとの陳情。

第九〇〇号 昭和二十七年四月八日受理

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情(五通)

陳情者 東京都新宿区信濃町三一、四谷郵便局内全通信従業員組合中央本部 内 永岡光治外四名

簡易保険、郵便年金の積立金を従前通り郵政省で直接運用し、資金の地方還元により、地方財政の窮状打開と加入者の福利増進を図るべきであるとの要望は、国会両院の採決決議および閣議決定をみたが、いまだ実現にいたらないのは誠に遺憾であるから、すみやかに実現せられたいとの陳情。